

## 海上自衛隊と家族支援協力の協定書を締結

海上自衛隊、自衛隊家族会、隊友会及び水交会は、6月3日、海上幕僚監部において「**隊員家族の支援に対する協力に関する協定書**」を締結しました。

この協定は、海上自衛隊が行う隊員家族の支援に対して、自衛隊家族会などが行う家族支援協力の根拠となるものです。

締結式は、海上自衛隊から山村海上幕僚長、柴田人事教育部長等が、自衛隊家族会から伊藤会長と鍛冶家族支援協力副委員長、隊友会から先崎理事長、水交会から赤星理事長などが参加して行われました。

まず、代表者による協定書署名式が行われ、海上幕僚長、自衛隊家族会長、隊友会理事長及び水交会理事長が、それぞれ協定書に署名しました。

その後代表者の挨拶が行われ、山村海上幕僚長は、「海上自衛隊は、海外での任務・訓練などに対応し、これまでも家族支援を組織的に行ってきたが、今後さらに海外での任務の拡大や大規模な災害等への対処が予想される中、この様な枠組みができたことは、これら活動に対する有効な基盤が提供されたものと考え

る。新たな中期防の方向性とも合致しており、新大綱・新中期防の初年度にこの締結ができたことは、極めて明示的であり、地方における調整等が更に容易になるものと考え

今後とも更なる支援をお願いしたい」と語りました。

また、自衛隊家族会の伊藤会長は、「海上自衛隊は、海外に展開する機会も多く、これまでも留守家族支援の体制整備が進んでいる。今後、その成果を当会にも教えて貰いたい。本会は、陸幕と家族支援を始めてから、試行から本格的な支援開始で5年程になるが、まだ完全とは言えない。今後一層充実したものとなるよう努めていきたい。そしてまた、実際の活動は各県各地区会が主体となるので、各地の部隊毎、協定した各会が現地レベルで連絡調整するよう指導をお願いしたい」と述べました。

なお、締結された協定について、協定締結に伴い海上幕僚監部が部隊等に通知した文書では、本協定を「中央協定」とし、「中央協定については、今後、地域毎の特性に応じた協定締結を行う場合の直接的根拠になるもの」としています。

陸上自衛隊に続き、海上自衛隊とも家族支援協力の協定が締結されたことから、大規模災害等での家族支援協力については、より体系的な支援協力になりました。

## 海上自衛隊との協定の概要

### ▽協定の目的

この協定は、海上自衛隊が行う隊員家族（海上自衛隊に所属していない隊員家族を含む）の支援に関し、自衛隊家族会等が行う隊員家族の支援に対する協力について必要な事項を定める。（第1条）

### ▽協定の適用

この協定は、自衛隊家族会が管理する区域内において、地方組織が隊員家族の支援に対する協力が可能な場合に適用する。（第3条）

### ▽家族支援協力の内容

自衛隊家族会等が行う隊員家族の支援に対する協力は、次の事項を基本とする。

①隊員家族の安否確認、②生活支援等、隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項。

この際、自衛隊家族会等の地方組織が行う具体的な隊員家族の支援に対する協力及びその内容は、各地域の特性に応じて、部隊等と地方組織ごとの相互の調整及び協定により具体化するとしています。（第4条）

### ▽隊員及び隊員家族の情報管理

海上自衛隊は、隊員及び隊員家族の意向を尊重しつつ、自衛隊家族会等に必要の都度、家族支援への協力を必要な情報を提供する。この際、提供を受けた情報は隊員家族の支援に対する協力の目的以外に使用してはいけないと明記されています。（第6条）

### ▽適用する事態

隊員家族の支援に対する協力について、当面は大規模災害等の発生を念頭に協力するものとし、今後、検討に応じて支援の対象範囲を拡大する場合の協力については協議するとしています。（第11条）

「おやばと」令和元年6月15日 第462号より抜粋 ⇒ [原文リンク](#)